資料1

障害者就労支援施策の体系

研修・訓練

県庁における職場体験の実施
→ 障害者職場体験ファーストステップ事業 【労働政策課：115千円】

民間教育訓練機関・企業等への委託による職業訓練の実施
→ 障害者委託訓練 【産業人材育成課：13，265千円】

特別支援学校における職業教育の強化・就労先の開拓
→ 特別支援学校職業自立推進 【(教)特別支援教育室：10，878千円】

一般就労支援

就労支援機関・特別支援学校等の連携強化による就労支援
→ 障害者就労サポートセンターの設置 【労働政策課： 4，876千円】
→ 障害者雇用連携プロジェクト 【労働政策課：50，250千円】
→ 障害者就業・生活支援センター運営 【障害政策課：54，656千円】
※ 別途、群馬労働局から就業支援業務を委託

企業向けセミナー、優良事業所等表彰式・見学会の開催
→ 障害者雇用定着支援セミナー 【労働政策課：493千円】
→ 障害者雇用トップセミナー 【労働政策課：516千円】
→ 障害者雇用優良事業所等表彰式・見学会 【労働政策課：271千円】

福祉的就労支援

就労支援施設の運営支援、工賃向上対策等
→ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所運営費負担 【障害政策課：818，310千円】
→ 障害者就労施設の受注体制強化 【障害政策課： 8，832千円】
→ 発達障害者支援センター運営 【障害政策課：85，242千円】

県による直接雇用

県庁の仕事のシェアによる障害者との共生（直接雇用）の仕組みづくり
→ 業務支援ステーション「チャレンジウィズぐんま」【人事課：8，500千円】

資料2

労働政策課

障害者の就労支援

本県の民間企業の実雇用率及び
法定雇用率達成企業数
【H24年6月1日現在（群馬労働局）】

実雇用率　1．59%（全国41位）

※6年連続で全国平均（1．69%）を下回っている。

法定企業達成割合　47．8%（全国39位）

※達成企業数537社、未達成企業数586社

平成25年4月1日から、民間企業における法定雇用率が1．8%から2．0%に引き上げられました。
また、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲も、従業員56人以上から50人以上に拡大されました。

障害者就労サポートセンター　【新規】

新設された障害者就労支援係において、障害者の就労に係る施策を総合的に展開するために、「障害者就労サポートセンター」を運営します。
サポートセンターでは、各部局及び関係機関との連携を強化し、「障害者雇用連携プロジェクト」、「障害者職場体験ファーストステップ事業」などの事業を実施することによって、障害者雇用の一層の推進を図ります。

障害者雇用連携プロジェクト　【新規】

【事業費】50,250千円

特別支援学校高等部と障害者就業・生活支援センターにおける就労に関する取組を支援し、双方の連携をコーディネートすることで、両者の就労支援体制を強化し、障害者雇用の促進を図ります。
具体的には、サポートセンターにおいて、「特別支援学校高等部の生徒」や「障害者就業・生活支援センターの登録者」のニーズに合った実習先及び就労先の開拓、求人・求職情報の共有によるマッチングの強化等を行います。

効果　特別支援学校と障害者就業・生活支援センターにおける一般就労率の向上

障害者職場体験ファーストステップ事業

【新規】　【事業費】115千円

特別支援学校高等部の低学年の生徒等を中心に、県庁で職場体験を実施することで、早い時期から生徒の就労意欲を喚起します。

効果　特別支援学校生徒の就労意欲の喚起

資料3

労働政策課

仕事と育児の両立支援

育児休業取得率（平成22年　県調査）

・男性　1．1%　　・女性　97．8%

育児休業取得に必要なこと（平成22年　県調査）

○事業主や上司の理解
・男性　61．8%　　・女性 52．1%

○職場復帰しやすい体制整備
・男性　27．6%　　・女性 39．8%

育児いきいき参加企業認定事業

【事業費】1,500千円（ぐんまのイクメン・イクボス養成塾含む）

○積極的に育児参加に取り組む中小企業（従業員300人以下）を支援

○育児休業に関する規程整備や従業員の子育て参加を推進する宣言を行った企業を認定

認定マーク「ささえちゃん」

○認定企業に対する支援
・県ホームページ等に認定企業名を公表することによる企業のイメージアップ
・県建設工事入札参加資格審査における主観項目（加点項目）に該当
・優良な取組を行っている企業を表彰

効果　企業における両立支援制度の整備

ぐんまのイクメン・イクボス養成塾

○ぐんまのイクメン養成塾
・対象：男性従業員、出産を控えた父母、子育て世代等
・育児休業に対する理解を深める。
・内容：両立支援の制度紹介、イクメンのすすめ等

○ぐんまのイクボス養成塾　群馬から全国へ発信
・対象：企業トップ、上司等
・男性の育児参加に対する理解を深める。
・内容：育児参加に伴う経営上の好事例の紹介等

効果　男性従業員の育児参加の推進

ジョブカフェ・マザーズ　（女性の再就職相談窓口）

【緊急雇用創出基金事業】

○子育て世代を中心とした女性の再就職支援
※ジョブカフェぐんま高崎センター内に設置
・就労を希望する女性のニーズ把握、ニーズに即した求人開拓
・カウンセリング、就職支援セミナーの実施
・保育情報、生活支援情報の提供
・キッズコーナー併設

効果　働く意欲のある女性の就労実現

子ども・子育て支援新制度について

１ 概　要

社会保障・税の一体改革により「子ども・子育て関連３法（＊）」が制定され、平成２７年４月１日の本格施行を目途に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援が総合的に推進されることとなった。

（＊関連３法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律整備法のこと。平成24年8月公布）

制度の目的と内容

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の設置手続きの簡素化、財政支援の充実強化

②保育の量的拡大・確保

地域の保育ニーズを踏まえ認定こども園や保育所を計画的に整備し、小規模保育や家庭的保育、地域型保育などへ財政支援をし、保育の受入人数を拡大

③地域の子ども・子育て支援の充実

都市部、人口減少地域など、それぞれの地域の事情にあわせ、事業の連携や組合わせにより実施するなど、地域の多様なニーズに対応

制度を支える仕組み

①社会全体で費用負担

・消費税増税により 7千億円の財源を得て実施
（保育の量拡充4千億円＋質改善3千億円）

②市町村が実施主体

・住民にもっとも身近な市町村がニーズを把握し計画を策定の上、サービスを提供
・県、国は重層的にこれを支援し、事業を推進

③子ども・子育て会議の設置

・子育て当事者の参加
・教育、保育、地域の子育て支援関係者が、バランスよく参加
・地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえて施策が実施されることを担保する役割を担う

新たな仕組みや変わる手続き

①子ども・子育て支援事業計画の策定

・国の基本方針に基づき、地域の保育需要等を踏まえた5か年計画を県・市町村が策定し事業を推進

②認定こども園、幼稚園、保育所に共通する新しい給付制度

・児童は、市町村で「保育の必要性」の認定を受けてから幼稚園や保育所等を利用
・認定こども園、幼稚園、保育所へは共通の「施設型給付」を創設

③利用者の負担は所得に応じた負担

・幼稚園、認定こども園の利用料も基本は応能負担となる

２ 今後の県の対応等

平成27年4月の本格施行に向け、事業計画策定や新しい給付制度への移行等に取り組む。

(1)国「子ども・子育て会議（平成２５年４月設置）」が新制度の基本指針や運営基準等を審議・決定し、順次、基準省令等が示されるため、これらに則り作業を進める。

(2)新制度準備のための基盤をつくり、県計画策定等に着手する。
・県子ども・子育て会議の設置、開催
・庁内連絡調整会議（仮）を設置し、子育て支援施策を所管する各課（学事法制課、義務教育課、少子化対策・青少年課　等）と連携を図り作業を進める。

(3)市町村の計画策定業務や新しい給付制度への移行等への支援
・情報提供・共有、説明会やヒアリング実施、個別相談、市町村間の調整、補助金交付　等

(4)事業者への情報提供や相談・支援、一般県民への周知・広報の実施。

※準備作業のスケジュールについては、別添「資料２」を参照

資料５

「群馬県子ども・子育て会議条例」の制定について

子育て支援課

１　趣旨

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、県子ども・子育て会議を設置するため「群馬県子ども・子育て会議条例」を制定するものである。

２　会議の目的及び役割

県子ども・子育て会議※1は、保護者や子育て支援事業従事者、学識経験者、関係団体等が参画し、子ども・子育て支援法に定める県子ども・子育て支援事業支援計画※2の策定、変更等に、積極的に関与できる仕組みとして設置される附属機関である。

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て当事者、子育て支援当事者の参加を得て、子育てに関する地域社会のニーズに的確に答える施策の立案、実施に重要な役割を果たすものである。

３　背景

社会保障と税の一体改革の一つとして子ども・子育て関連3法が平成24年8月22日に公布され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を柱とする子ども・子育て支援新制度が実施されることとなった。

子ども・子育て関連3法は、平成27年4月1日からの本格施行が予定されている。

４　スケジュール

平成25年度

条例施行：公布日

7月頃　　国の基本指針提示

以降　　県計画策定作業開始　（第1回県子ども・子育て会議開催）

教育・保育等の需要見込み取りまとめ　（第2回会議開催）

平成26年度

7月頃　　教育・保育等の供給見込み取りまとめ

9月頃　　県計画の素案取りまとめ　（第3回会議開催）

3月頃　　県計画策定　（第4回会議開催）

平成27年度

4月1日　　子ども・子育て支援新制度本格施行（予定）

（参考）

※1　設置根拠：子ども・子育て支援法第77条第4項（市町村、県における合議制の機関）

※2　地域のニーズに基づき策定する市町村の子ども・子育て支援事業計画を、広域的に調整し取りまとめた計画

資料 6

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の概要

1．経過

平成２４年６月に障害者自立支援法の一部を改正する法律として、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が可決成立し、６月２７日に公布された。この法律は「障害者自立支援法」の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（**障害者総合支援法**）」に変更し、内容の一部を改正するものであった。

2．概要

1．基本理念

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

2．障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3．障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

4．障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

5．サービス基盤の計画的整備

① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3．施行期日

平成２５年４月１日（ただし、３．及び４．①～③については、平成２６年４月１日）

4．検討規定

（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する 支援の在り方
⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

資料７

群馬県立障害者リハビリテーションセンター再編整備事業
基本計画（概要版）

障害政策課

１　基本計画について

群馬県立障害者リハビリテーションセンターでは、より専門的なサービス提供や福祉マンパワーの育成、老朽化した施設の改修による利用環境の改善を図るための再編整備を行うこととし、これらに必要な施設整備等を段階的に進めていくため、その基本的な方針や内容を定めた「基本計画」を策定しました。

なお、今後この基本計画を基に、より具体的な基本設計に取り組みますが、詳細な内容については更に検討していきます。

２　再編整備の概要

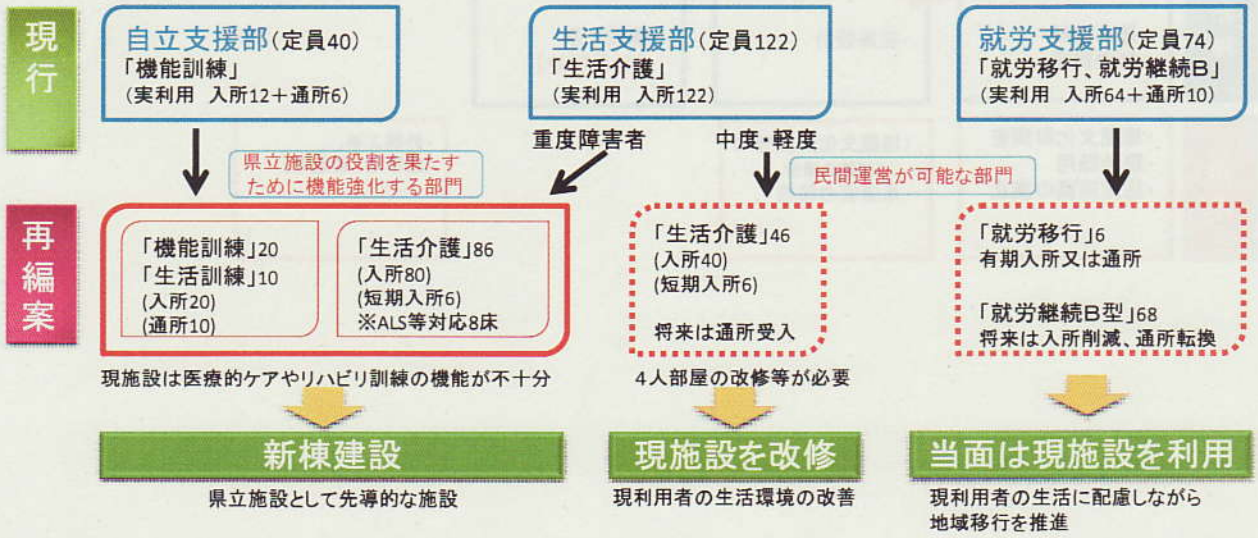

３　施設整備及び運用方針

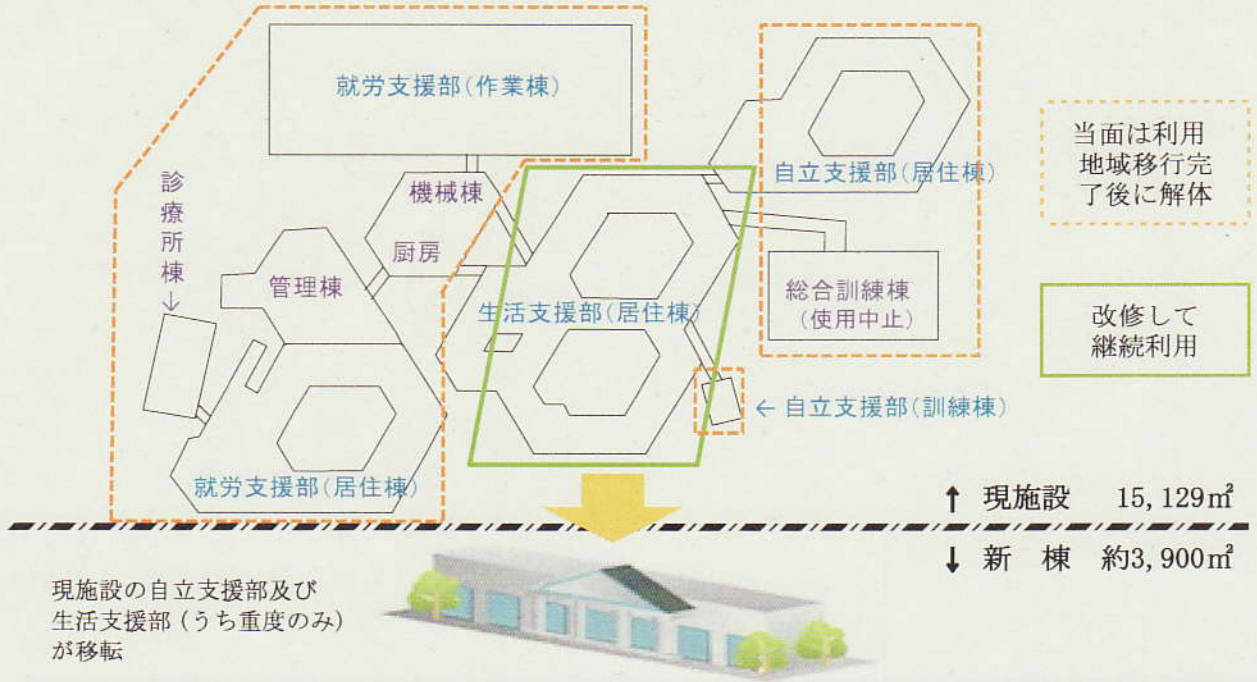

現施設の自立支援部及び生活支援部（うち重度のみ）が移転

重度生活介護、診療所、厨房等（㎡）				リハビリ訓練、研修室、その他（㎡）			
２人居室×39室	(1,170)	トイレ等×4	(120)	訓練室	(250)	職員室、事務室	(80)
１人居室×　8室	(120)	職員室等×4	(160)	２人居室×10室	(300)	実習・研修室等	(250)
相談室×2室	(20)	診療所	(230)	相談室	(10)	廊下、倉庫、他	(120)
食堂・多目的室×2	(100)	酸素ボンベ等	(20)	食堂・多目的室	(40)	面積の合計	(3,900)
医療・静養室×2	(80)	厨房室	(70)	浴室、更衣室	(30)	※ボイラー、浄化槽、自家発電等[200㎡]	
浴室、更衣室×3	(180)	廊下、倉庫等	(530)	洗面所等	(20)		

※面積は概算。詳細は基本設計において検討。

4　年次スケジュール

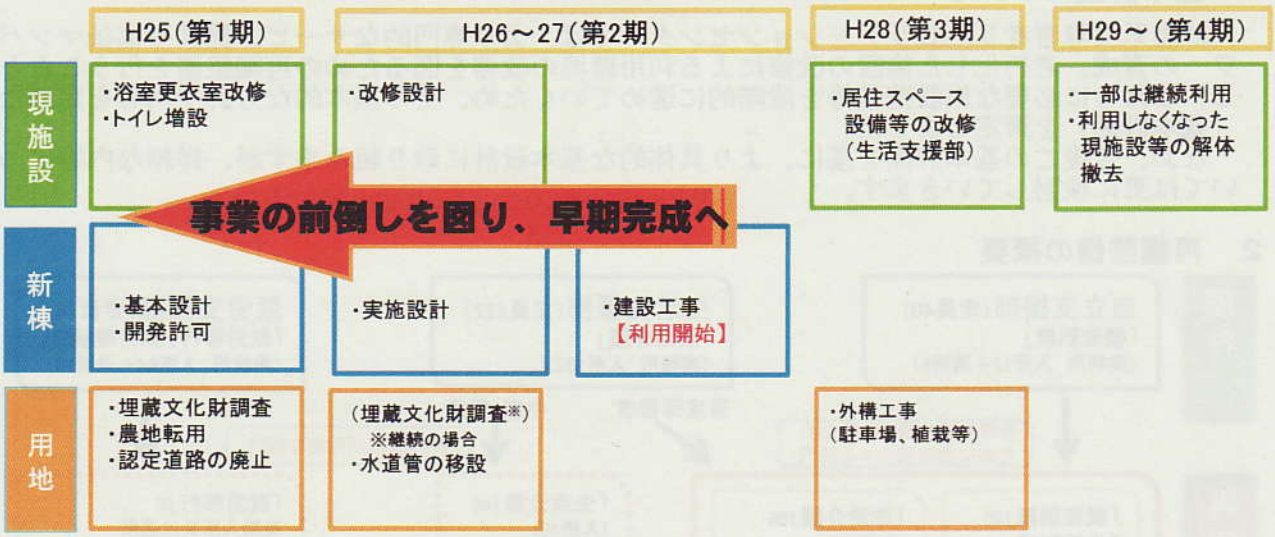
H25（第1期）
H26～27（第2期）
H28（第3期）
H29～（第4期）
現施設
・浴室更衣室改修
・トイレ増設
・改修設計
・居住スペース設備等の改修（生活支援部）
・一部は継続利用
・利用しなくなった現施設等の解体撤去
事業の前倒しを図り、早期完成へ
新棟
・基本設計
・開発許可
・実施設計
・建設工事
【利用開始】
用地
・埋蔵文化財調査
・農地転用
・認定道路の廃止
（埋蔵文化財調査※）
※継続の場合
・水道管の移設
・外構工事
（駐車場、植栽等）